

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議員から提出されました、請願第1号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1 新幹線とまちづくり特別委員会報告から、日程第6 地方創生総合戦略特別委員会報告までの6件を一括議題といたします。

順次、特別委員長の報告をお願いいたしたいと思います。

最初に、新幹線とまちづくり特別委員会の報告を求めます。

川原新幹線とまちづくり特別委員長

川原新幹線とまちづくり特別委員長／皆さん、おはようございます。

新幹線とまちづくり特別委員会の報告をいたします。

まず、九州新幹線長崎ルートでございますが、武雄温泉から長崎間については、現在順調に工事が進捗しており、新幹線の開業に向け、今確実に前進をしております。

しかし、まだ多くの課題もあり、今後も国県の動向を注視しながら対応を進めてまいりたいと考えております。

われわれ、新幹線とまちづくり特別委員会といたしましても、平成27年9月28日に委員会を開催し、現地視察を行い、実際にトンネル内部に入り、工事関係者より、説明を受け、武雄***トンネル工事の新幹線の整備進捗状況を確認しました。

また、昨年11月には、北陸新幹線開業後の沿線自治体の状況を把握すべく、新潟県糸魚川市及び富山県黒部市へ行政視察を行いました。

現状を視察する中で、観光客が駅に降り立ち、周辺散策をするためには、駐車場整備を含めた駅周辺の地域活性が重要課題であるとの説明を受け、当委員会といたしましても、先進地事例を参考にしつつ、今後も執行部と連携を図りながら、新幹線とまちづくりに向けた提言を行なってまいります。

また、昨今の九州新幹線長崎ルートの動きは、フリーゲージトレインの開発の遅れにより、国交省は武雄温泉で在来線特急と新幹線を乗り継ぐリレー方式で2022年に暫定開業を目指す案を、佐賀長崎両県へ***に提案がされ、あらたに発生する改修工事費の負担等について、今後、国と県の協議がなされるものと思いますが、本委員会としては、一定の利用発展の礎を切り開くために、新幹線のフル規格化については今後も重要な課題として、取り組んでいきたいと思っております。

以上、報告いたします。

議長／ありがとうございました。

次に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。

山崎常襲水害地対策特別委員長

山崎常襲水害地対策特別委員長／皆さん、おはようございます。

常襲水害地対策特別委員会の報告をさせていただきます。

9月2日の日に委員会を開催し、要望活動等趣旨の協議検討をいたしました。

9月24日には武雄河川事務所に対し、武雄市常襲水害地対策促進期成会及び武雄市六角川洪水調整池整備促進期成会合同による要望活動を行いました。

この要望活動は毎年継続して行っており、その内容には、六角川の治水安全度を高めるため、六角川整備計画で位置付けられている洪水調整池の整備促進を図るとともに、内水対策の推進を強く要望し、加えて昨年同様、常襲水没の恐れがある家屋につきましては、河川改修等のハード整備と平行して、流域の特性に合わせた総合的な内水対策の実施に向け、関係機関との連携・調整を図ることを切に訴えてまいりました。

また、9月30日から10月1日には九州地方整備局及び国土交通省、それに県選出国會議員等に対して、両期成会合同による要望活動を行いました。

今後におけるさらなる協力要請をしたところであります。

昨年ほど、大きな水害もありませんでしたが、いついかなるときでも、やっぱり、住民、市民の生活の安全につなげていきたいということで、今後さらなる要望活動を進めていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

議長／ありがとうございました。

次に、議会改革調査特別委員会の報告を求めます。

松尾初秋議会改革調査特別委員長

松尾初秋議会改革調査特別委員長／おはようございます。

議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会におきまして、昨年、一般質問の時間の短縮や、最終日の討論採決について、テレビ放映などを検討し取り組みました。

今年度は、数名の議員より議会だより発行の要望があっておりましたので、慎重に検討をしております。

これまでは、市報の1ページに議決状況を載せていたのを、9月の定例会からは一般質問の項目まで載せ、QRコードにより動画を見れるように変更をしております。

今後も、協議が必要になってくるのではと考えておりますとともに、先進地に学ぼうと、昨年10月19日から21日にかけて、東京都北区と埼玉県飯能市を訪問いたしました。

北区区議会での文字通訳は、武雄市とは別の機械的な設備で行われており、その状況の視察を行いました。

また飯能市議会では、議会にタブレットが導入されており、その使用状況の視察を行って

おります。

今後は、当議会でも導入を視野に検討する必要があるのではと考えております。

私たち、議会改革特別委員会といたしましては、現状の認識、課題の把握、市民の声を十分に意識して、今後とも議会改革に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上で、議会改革特別委員会の報告といたします。

議長／ありがとうございました。

次に、IT 行政推進特別委員会の報告を求めます。

牟田 IT 行政推進特別委員長

牟田 IT 行政推進特別委員長／御報告をいたします。

現体制による当特別委員会におきまして、特に高速通信網の整備を重点にやっております。

全市光、全市 Wi-Fi この実現に向け、2 年間の委員会活動を行ってきました。

つい 3 週間ほど前のことですが、グーグルジャパン本社に行き、そして内閣府への要望活動を行ってまいりました。

内閣府におきましては、昨年度に引き続き、IT インフラの整備に関する要望活動を行い、石破茂地方創生担当特命大臣、また福岡資麿内閣府副大臣と、直接ディスカッションし、御指導いただきながら、要望事項をお伝えしてまいりました。

そして、委員会の会議におきましては、(株)ケーブルワンを参考人として来ていただき、この件につきましても、年度をまたいで、光通信網の整備等に関して直接ディスカッションすることができました。

独自事業として実施しておられる光事業の進捗などを伺い、また武雄市内をエリアとする CATV 及びインターネットサービスを行われている他の 2 社も、同様の考えで事業を推進されるということで、全市光の実現が目の前に迫ってまいりました。

この IT 特別委員会の動きがそれに火をつけたと委員会一同自負しております。

一方の全市 Wi-Fi については、またこれから調査研究をますます深め、要望活動そして全市 Wi-Fi における防災、観光そして福祉の向上における、高速通信網 Wi-Fi の整備において武雄市がさらなる飛躍を遂げるように、われわれ委員一同頑張っていきたいと思っております。また委員だけではなくて議会、議会だけでなく、そして執行部、そういう方々の力をいただきながら、さらに武雄市が日本に誇れる IT 化を進めていきたいと思っております。

以上、報告いたします。

議長／ありがとうございました。

次に、庁舎建設等特別委員会の報告を求めます。

山口昌宏庁舎建設等特別委員長

山口昌宏庁舎建設等特別委員長／おはようございます。

庁舎建設等特別委員会の中間報告を申し上げます。

庁舎建設等特別委員会では御報告をいたしますが、昨年この場で御報告を行って以後、新庁舎の基本計画、配置計画、議会フロア、基本設計など経過、進捗の報告を含めて、5回の委員会を開催し、協議を行ってまいりました。

敷地内のレイアウトや建物の構造などの計画が進められ、その都度、協議を行ってきたところです。

先日の議員連絡会において、概要版基本設計書の報告を受け、内容は御承知のとおりだと思います。

これから、各フロアの配置を初め、具体的な検討を経て、実施設計、建設へと進むこととなります。

新庁舎建設事業に対して、議会は議会としての対応を今後も諮る必要がございます。

執行部におかれては、これからの庁舎にふさわしいものとなるよう、事業の推進を期待いたしております。

以上、御報告を申し上げます。

議長／ありがとうございました。

次に、地方創生総合戦略特別委員会の報告を求めます。

吉川地方創生総合戦略特別委員長

吉川地方創生総合戦略特別委員長／地方創生総合戦略特別委員会の報告をいたします。

国において地方創生関連法が制定され、地方創生に向けた緊急的な取り組みに対する措置がなされる中で、地方においては地方創生に関する地方創生総合戦略を策定し、諸施策の推進、効果検証等の各段階において、十分に議論するよう求められ、当市議会といたしましても特別委員会を設置し、地方創生の円滑な推進を図るべきであるとの理由で、平成27年4月の臨時会において、いち早く設置をしたところでございます。

これまでに、4回の特別委員会で内容を協議いたしまして、昨年10月に武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略「もっと輝くスター戦略」が策定をされたところでございます。

基本目標として、雇用、子育て、生きがい、交流人口、地域のつながりの5つの柱を軸に、平成31年度の人口4万9000人、市民所得10%アップの目指して、今後は、この総合戦略を着実に実行をしていくところでございます。

以上でございます。

議長／ありがとうございました。

ただいまの報告は、いずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思いません。

以上で各特別委員会の報告を終わります。

これより議案審議を開始いたします。

日程第7 第1号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第1号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって第1号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、承認されました。

日程第8 第2号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第2号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって第2号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例は、承認されました。

日程第9 第3号議案 武雄市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を議題といたします。

第3号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第4号議案 武雄市情報公開条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第4号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 11 第 5 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び、日程第 12 第 6 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の 2 議案を一括議題といたします。

以上の 2 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

以上の 2 議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 7 号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 7 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 8 号議案 武雄市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 8 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 15 第 9 号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 9 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 10 号議案 武雄市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 10 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 17 第 11 号議案 武雄市総合計画審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

第 11 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 18 第 12 号議案 武雄市過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

第 12 号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 19 第 13 号議案 市道路線の廃止について及び、日程第 20 第 14 号議案 市道路線の認定についての 2 議案を一括議題といたします。

以上の 2 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

以上2議案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第21 第15号議案 行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議についてを議題といたします。

第15号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第22 第16号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算(第7回)を議題といたします。

第16号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第23 第17号議案 平成27年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。

第17号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第24 第18号議案 平成27年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)を議題といたします。

第18号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 25 第 19 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)を議題といたします。

第 19 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 26 第 20 号議案 平成 27 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 回)を議題といたします。

第 20 号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 27 第 21 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 5 回)を議題といたします。

第 21 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 28 第 22 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

第 22 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 29 第 23 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

第 23 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 30 第 24 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

第 24 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 31 第 25 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

第 25 号議案に対する質疑を開始いたします。

ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 32 第 26 号議案 平成 28 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

第 26 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 33 第 27 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

第 27 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 34 第 28 号議案 平成 28 年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

第 28 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 35 第 29 号議案 平成 28 年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

第 29 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 36 第 30 号議案 平成 28 年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

第 30 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 37 第 31 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計予算を議題といたします。

第 31 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第38 第32号議案 平成28年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。

第32号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第39 報告第1号 専決処分の報告について、及び日程第40 報告第2号 専決処分の報告についての2件を一括議題といたします。

以上、2件に対する質疑を開始いたします。

20番 牟田議員

牟田議員／今までやってきたところを***。

* 音声が遠いようです *

そのあとに、1カ月も間をおいてやっと研修(?)とかどうなるんだろう。

その辺ところを***。

または保険の担当というのは、全く連絡もそうだし(?)、今までこういふうなわれわれフォローされていると思ってやってたんです。

は一般の保険会社さんは何度も行って、例えばとか。

* 音声が遠いようです *

私が聞いたのはもうほとんどいってない。

その辺のところ、ちょっとフォローがどうなっているのか、お聞かせください。

議長／北川総務部長

北川総務部長／おはようございます。

この交通事故の書類につきましては、市としましては、***共済組合というところに委託をいたしているわけですが、この件につきましては、まず物損を処理いたしまして、あと治療中の保障については、その事業(?)終了後ということで報告をさせていただいております。

そういったことで、当事者の方には***共済組合のほうからの御連絡等はやっているところでございます。

議長／20番 牟田議員

牟田議員／この保険、市が契約されているところがされてると。

使えてないですね、全然。

やっとうやっとう行ってないんじゃないか(?)と言って初めて、***いっぱいいらっしゃるから***。

だからその後の***いかなきゃいけない。

* 音声が届きにくいようです *

やっぱり***何とかって言われても、***ならなきゃならないけど、今なっていないというのが現実なんです。

ぜひこの辺の検討を再度していただいて、今後こういうようなことがあった場合に不安を与えず***。

議長／北川総務部長

北川総務部長／ただいまこちらがお願いしております***共済組合のほうに、すべてお任せをしているというふうな聞き取りがあったかと思えます。

これにつきましては、当然その後の経過等については当事者はもちろんですが、市のほうもぬかりがないように今後気をつけてまいりたいというふうに思います。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思えます。

日程第41 請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／請願第 1 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願の紹介議員として説明を申し上げます。

請願の趣旨に書かれております、読み上げて説明に変えたいと思います。

TPP(環太平洋パートナーシップ)協定は 2 月 4 日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。

政府は交渉過程での秘密主義に続き「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TPP 対策費」を含む補正予算を通し、約 2900 ページとされる協定及び付属書の公表も 2 月 2 日になるなど、きちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。

さきの 8 日の日に、国会に内閣から答案が国会提出をされました。

国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。

一方 TPP 協定は、少なくとも GDP で 85%以上、6 カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。

今行われている米国大統領選挙の候補者のうち、TPP「大筋合意」に支持は少数派であり、米国の批准は早くても 11 月の大統領・議員選挙後とみられています。

協定の内容も問題です。

米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要 5 品目すべてで大幅な譲歩を行い、加えて重要 5 品目の 3 割、その他の農産品では 98%の関税撤廃を合意しています。

さらには、政府が「守った」としている重要 5 品目の「例外」も 7 年後には米国など 5 カ国と関税撤廃について協議が義務づけられているなど、今示されている「合意」は通過点にすぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。

これでは地域農業はたちゆきいきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療を初め健康や暮らしを守る様々な規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえありません。

TPP と並行して行われてきた日米 2 国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府機関に提出するよう請願します。

請願項目 1、国会決議に違反する TPP 協定の批准は行わないこと。

以上、請願者、住所氏名、記載のとおりであります。

以上、説明を申し上げ、請願にかえる次第でございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長／請願第 1 号に対する質疑を開始いたします。

20 番 牟田議員

牟田議員／私も本当は***ないんですけども。

* 音声が遠いようです *

ちょっとお伺いしたいことが、合意は通過点に過ぎず、県の農産物の完全撤廃が行われる恐れがありますなど、***。

だから、アメリカからの規制緩和***を担当省庁が窓口になって、その次は***。

議長／23 番 江原議員

江原議員／通過点に過ぎずということでありましてけれど、その2行上にありますように、重要5品目の例外も7年後には米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務づけられているということで御理解いただければと思いますが。

下の担当省庁が窓口になって、規制改革会議に…。

ちょっと質問が聞き取れなくて申しわけないですけど。

／* 音声が遠いようです *

議長／23 番 江原議員

江原議員／牟田議員からの質問で、規制改革会議に諮るといふことの質問ですけど、ちゃんと読んでますけど、説明という意味で、理解不足といわれたら申しわけありませんけれども、読んでちゃんと提案をしているつもりでございます。

議長／23 番 江原議員、公文書の中のこっこの印鑑のあるもの、公文書の中で***が抜けていると。

23 番 江原議員

江原議員／今の質問については申し訳ありません。

事務局とやり取りする上で、請願書文と意見書案について、確かめて記載をしていただいております。

請願者から挙げた文書はそのまま提出をしております。

ということで、ここの請願、今読み上げましたことについて、御理解いただきたいと。

修正をして提案をしておりますのでよろしく申し上げます。

議長／15番 末藤議員

末藤議員／請願の中で、下あたりのまた同盟***書いてあります。

この下の部分になりますが、参加国企業からも意見を表明できる規定さえありますと、書いてあります。

ところが今江原議員さんはありませんと表明されました。

それはありますと、ありませんでは全然意味が違ってきますし、正当性があるものと、そのように、***ありますとあれば、意味も通じるんですが、ありませんと言われたんですが、全然意味が違ってきますけれども、どういうことですか。

議長／23番 江原議員

江原議員／申し訳ありません。

訂正します。

御指摘を受けて訂正します。

字のとおりであります。

議長／15番 末藤議員

末藤議員／今説明して、指摘を受けて訂正しますということですが、自分の意思で訂正されることじゃなかですか。

議長／23番 江原議員

江原議員／請願の趣旨に書かれておりますように、規定さえありますということが正解でございますので、そのように読み上げたと思ってましたが、指摘されておりますので、訂正をして、規定さえありますという表現に変えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長／15番 末藤議員

末藤議員／江原さんは、意見を表明できる規定はありませんとあってらっしゃったのではなかですか。

議長／23番 江原議員

江原議員／私の勘違いじゃないかと思います。

訂正します。

議長／10番 上田議員

上田議員／すみません、ちょっと教えていただきたいんですけど。

下から、さっき末藤議員さんの御指摘の次の行からですが、TPP と並行して行われてきた日米2国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという主権放棄ということで記載がされておりますけど、その前段を読んでも主権放棄じゃないような気がするんですけど、そこら辺ちょっと教えていただけないでしょうか。

議長／23番 江原議員

江原議員／上田議員の質問にありますように、表現のあり方として、非常に本当に先ほど申し上げましたように約2900ページ、あるいは意見書案に書いておりますけれども、TPP 対策金を補正予算をし、6000ページを超えるとされる協定及び不足書、きちんと精査する時間をあたえないで国会に批准を求めようとしていますという表現もあったと。

このTPP問題について最大の問題は、おっしゃるとおり本当に、***の問題については非常に理解、よく勉強しないと、答弁も私自身も正直できませんので、ただ問題として、私たちが武雄市議会で国会決議、いわゆる重要5品目等の完全撤廃をしないということを以前にもTPP問題については、意見書を可決しておるわけですけど、今回改めて先ほど言いました8日の日に、国会に政府のほうから提案をされました。

今後国会で重要な議論がされていくかと思っておりますけれども、ここに今上田議員からの質問もありますけれども、請願書等の内容も含めて比較していただければ、委員会への請願者の出席も含めまして、御議論いただければとお願いする次第でございます。

以上です。

議長／10番 上田議員

上田議員／すみません、ちょっと質問と答えがかみあってないような気がするんですが、かみ合ってますかね。

書いてあることと、さっき私が読み上げた場所と、主権放棄に等しいと、私これ読んでそうは思えないんですけど、そこをちょっと教えていただきたいということで教えていただきたいんですけど。

議長／23番 江原議員

江原議員／この請願の趣旨について、それぞれ受け止め方があろうかと思えます。その意味ではここに書かれてる文言について、請願者の意をくんで私は紹介し、市議会で議論をし、可決をし、採択をしていただいて、政府への意見書を提出していただければというのが請願の趣旨でございますので、御理解いただければと。

議長／10番 上田議員

上田議員／先ほどから申し上げているようにですよ、担当省庁が窓口になって、規制改革会議に諮らないのであればですよ、主権放棄といわれてもおかしくないと思うんです。ただ窓口になって規制改革会議に諮るのに、なぜ主権放棄になるのかと、単純な国語の質問を僕が理解できないので、これを読んで理解できないので、ちょっと質問をしているんですけど、諮らないのであれば主権放棄に等しいということで書かれるのはあるのかなと思うんですけど、そこら辺を教えていただけないでしょうか。

議長／23番 江原議員

江原議員／自分は上田議員からの質問でもあるように、TPP交渉と合わせて、ここにある日米2カ国間協議ではという協議の元で、国会を通さず各省庁の担当の窓口になって規制改革会議という総理の諮問機関、私もそこは勉強してませんが、規制改革会議が、総理の諮問機関どちらかあるかと思えますけれども、そういう国会に諮らないで、諮ることが私権放棄に等しいということを述べていると私は理解しておりますので、そういう意味で報告したいと思えます。

議長／18番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／1点だけ。
先ほどから、請願者の意をくんでいただきましてということが再三でしておりますけれども、ここにある農民運動佐賀県連合会、そのものはどういう連合会なのか、まずここがわからないことには、われわれも審議をする過程の中で難しいんじゃないかと思うんですけど、どういうこれは、団体なんですか。

議長／23番 江原議員

江原議員／この団体の歴史は、団体は農民運動佐賀県連合会という名称でございますので、字のとおりでございます。

農家の皆さんや、農業に携わる、あるいは学者の皆さんの各種団体、農民運動佐賀県連合会という組織と理解しておりますが。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／このもともとの出された文章というのは、訂正して最後出し直されるのかということですね、1点。

それと、うちは***ところ地域会議じゃなくて、武雄市議会と書いてもらわないとまたあとで、ごちゃごちゃなったりしますので、その辺もよろしくお願いします。

議長／23番 江原議員

江原議員／ちょっと宮本議員の質問の趣旨がちょっとわかりません。

／* 音声が届きようです *

議長／23番 江原議員

江原議員／出し直すということはありませんけど、このとおりでございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

24番 谷口議員

谷口議員／農民の方々はね、要するに***を守るために、そしてまた、TPPの協定の問題によって本当に影響をうける方々の切実な反対、あるいはそういう問題について、しかし国会でこう論議されている点についても、それについても***から意見を申されるのは当然のことですから、そういう意味ではですね、私は本当にそれをいろいろ質問がってますよね。

武雄***書いてありますけど。

杉原議長である議会がですよ、こういう議案として出すことが***案をうけてっているわけですから。

議長／そういうことではございませんので、請願に対する…。

谷口議員／一つだけ申し上げたいのは、そういうですよ、***を尊重してそういう気持ちを、市民の声を伝えることも議会における一つ大きな権限(?)であり、責任でもありますから、当然それをやっぱり***尊重してやってるであれば、当然それを受理して、委員会に付託してもらうのが当然であろうかと思えます。

そういう、いわば請願者の、意見書提出された方の気持ちをも理解できますので、それについては十分議会で論議をしてもらった上で、やはりしていただければと。

議長／質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもおつかれさまでした。